

社会福祉法人日野市民たんぽぽの会
福祉・介護職員等処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条

本規程は、社会福祉法人日野市民たんぽぽの会（以下「法人」という）賃金及び退職金規程とは別に、福祉・介護職員等処遇改善加算に基づき、職員の賃金改善及び処遇改善の実施方法を定めるものである。

2. 福祉・介護職員等処遇改善加算制度を活用し、経験・技能を有する職員に重点を図りながら、法人の職員の処遇改善及び職場定着に繋げることを目的とする。

(配分対象者)

第2条

法人の常勤又は非常勤の別を問わず、厚生労働省の定める処遇改善加算制度の支給対象職員を対象とする。

2. 管理者についても、直接支援業務を兼務している場合は、本規程の適用対象とする。

3. 制度の趣旨から、扶養範囲内での勤務希望者は対象外とする。

(処遇改善手当の支給)

第3条

1. 処遇改善加算に基づく賃金改善は、処遇改善手当として毎月の給与と合わせて支給する。

2. 処遇改善手当の月額福祉・介護職員等処遇改善加算制度による加算額に応じて、法人が定めた額を支給する。

3. 非常勤職員の支給方法については、勤務形態・勤務時間・事業所の運営状況等を勘案し、月額手当として支給する方法、または、時給に上乗せして支給する方法のいずれかにより行う。

4. 制度に基づく職種以外の職員の処遇については、職員間の均衡を図るため、自主財源により処遇改善を行うことができるものとする。

(法人一体管理)

第4条

処遇改善加算については、法人単位で一体的に管理し、事業所間で調整の上、配分を行う。

(一時金)

第5条

処遇改善手当として月額賃金改善を行った後の残額については、法人の定めにより、年2回一時金として支給する。

(見直し)

第6条

本規程は、制度改正、法人の経営状況等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。
なお、処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則 1. この規程は、令和8年4月1日から施行する。